

平成27年度 第7回大潟区地域協議会次第

日時：平成27年9月28日（月）午後7時

場所：大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

(1) 人権・同和問題を考える市民セミナーの開催について

(2) 新市建設計画の変更について

…資料No.1

4 協議事項

(1) 地域活動支援事業に係る課題及び改善策について

…資料No.2

(2) 平成28年度地域活動支援事業に向けた今後のスケジュールについて

…資料No.3

(3) 地域活動支援事業実施事業の実施状況及び現地視察について

5 その他

上 企 第 33634 号
平成 27 年 9 月 24 日

大潟区地域協議会
会 長 久保田 一雄 様

上越市長 村 山 秀 幸
(企画政策部企画政策課)

新市建設計画の変更について（通知）

平成 27 年 8 月 31 日付けで答申のあった諮問第 57 号:新市建設計画の変更について、
下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

このことについて、全 28 区の地域協議会に諮問した結果、全て「適当」との答申を
いただいたため、諮問のとおり計画を変更する手続きを進めることとします。

なお、今後は、パブリックコメント、県との法定の協議を経て、平成 27 年上越市議
会 12 月定例会に議案を提出します。

地域活動支援事業に係る部会からの意見・課題

部会	No.	意見・課題の内容	改善策(検討した場合のみ)
地域振興部会	1	(市・区) 今回の追加募集では配分額を上回る提案があり、提案者の希望する額よりも補助額を減額することになった。自己資金がない団体は、減額されると事業内容を変更したり、事業の実施自体が不可能となることがある。地域活動に取り組む団体の活動を妨げることにならないか。	(市) ・配分額を少々上回る程度であれば、市から再配当するような柔軟な対応をお願いできないか。 ・区によっては、配分額を残すところもある。市全体で配分額をやり取りして、調整することはできないか。 (区) ・提出された補助希望額を確認し、状況によっては、提案者と事前協議をする必要があるのではないか。 ・今回の追加募集では、採択決定から補助額決定まで同日に行った。減額が見込まれる時は、提案者への確認や調整が必要なことから、この期間を十分に取り、提案者が最善の状態で行うことができるような補助額とするべきではないか。
	2	(区) 事業の企画・実施を企画会社などに任せている提案が見受けられる。地域活動支援事業は、自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行うものである。自分たちで考えて検討し、汗をかいて活動することに意味があるのではないか。	(区) ・提案書受付時に、事務局で提案者に指導を行う。 ・委員の勉強会時に意見交換を行い、必要に応じて提案者に指導する。
	3	(市) 区の採択方針と共通審査項目の関連性がないため、審査の採点に難しさを感じる。	(市) ・共通審査項目及び配点を自治区で決定できるようにする。
産業振興部会	4	(市) 同一団体が複数の提案を行なった結果、補助希望額合計が配分額を超え、その他の団体の事業に100%補助金を出せない場合があり、不公平感を感じる。	(市) ・同一団体で提案できる件数に上限を設ける。
	5	(区) 事業内容によっては補助希望額が高額になるが、一事業に補助金を多く配分することにより、その他の事業に100%補助金を出せない場合があり、不公平感を感じる。	(区) ・補助額に上限を設ける。
	6	(区) 今年度の追加募集の補助額決定方法について、補助希望額が多い事業が少ない事業よりも補助額が少なくなるという逆転現象があった。補助率の分け方によるものだが、不平等にならないように、補助額の決定方法を事前に提案者に説明することはできないか。	(区) ・補助希望額が配分額を超えた場合の補助額決定方法を取り決めておく。
	7	(区) 事業実施後に行う成果報告会だけでは、実際にどのような効果があったのか良く分からない。審査員として、今後の審査の参考とするため、結果を把握する必要がある。	(区) ・事業の検証を行う。 ・現地を確認する。

産業振興部会	8	<p>(区) 各団体からの事業提案に対して地域協議会委員が十分に内容を把握し、不合理な部分を訂正していただけるよう地域協議会委員の意見も反映できないか。</p>	<p>(区) ・地域協議会委員は提案事業に対し事前の勉強会を開き、十分な意見交換を行い、共通認識をもって審査に臨む必要がある。</p>
健康福祉部会	9	<p>(区) 過去の提案で不採用とされたものと類似の提案があった場合、整合性が取れるようにする必要がある。 例(九愛会の法被と海音鼓の法被)</p>	<p>(区) 過去の提案で類似の提案の有無を確認する。あった場合は、審査結果について報告し、参考として齟齬が生じないようにする。</p>
	10	<p>(区) 助成申請は、3回までという申し合わせについて案件によっては軌道に乗るまで助成が必要な場合もあるので、3回の枠を外す必要がある。</p>	<p>(区) 助成がされなくなったら、事業が立ち消えするという一過性の事業であってはならない。反面、その事業が継続していくには助成が必要という場合もあるので、一律の取り扱いは廃止する。</p>
	11	<p>(区) 助成額をオーバーして採用する場合は、一定の率で減額しているが、その場合において不用額が発生し、返納するケースが生まれる。 減額しながら返納金を発生させる矛盾解消を図る。</p>	<p>(区) 採用決定から助成額の決定まで一定期間を設け、その間に助成額を精査し、返納額をなくすように改める。</p>

平成 28 年度地域活動支援事業に向けた今後のスケジュール (案)

予定日	会議名など	内 容	備 考
9 月 28 日 (月)	・ 第 7 回協議会	・ 意見・課題について各部会から報告	
10 月	・ アンケート項目の検討、決定	・ 提案者に実施する「制度に関するアンケート」の項目を検討、決定。	・ 検討委員 ・ 部会長
	・ アンケートの実施	・ 提案者に制度に関するアンケートを実施、集計。	・ 事務局
	・ 第 8 回協議会		
11 月	・ 検討委員会	・ 部会の意見・課題及び提案者のアンケートを参考に、大潟区取組方針(案)を検討、作成。	・ 検討委員 ・ 部会長
	・ 第 9 回協議会		
12 月	・ 勉強会	・ 検討委員会で作成した大潟区取組方針(案)を確認、意見交換。	・ 委員全員
	・ 地域活動フォーラム		
	・ 第 10 回協議会		
1 月	・ 第 11 回協議会	・ 大潟区取組方針を協議、決定。	
2 月	・ 第 12 回協議会	・ 募集概要、募集要項の確認、決定。	
3 月	・ 成果報告会	・ 27 年度実施事業の報告会 ・ 28 年度大潟区取組方針、募集期間などを周知。	・ 委員全員
	・ 事前相談	・ 28 年度提案予定事業の事前相談を実施。	